

港区立公園条例新旧対照表

改正案			現行		
(前略)			(前略)		
別表第一(第三条関係)			別表第一(第三条関係)		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
本芝公園〓六本木西公園		(略)	本芝公園〓六本木西公園		(略)
網代公園〓お台場レインボー公園		(略)	横川省三記念公園 網代公園〓お台場レインボー公園	東京都港区麻布台一丁目四番六号	(略)
(中略)			(中略)		
別表第四(第十六条関係) 公園の占用料			別表第四(第十六条関係) 公園の占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱、標識	一本	四千七百八十七円	電柱、標識	一本	三千八百五十六円

写真撮影の	天体、気象 又は土地の 観測施設	高架の占用 物件	地下の占用 物件		公衆電話所	郵便差出箱 又は信書便 差出箱	変圧塔、マ ンホールの 類	鉄塔	水道管、下 水道管、ガ ス管、電線	水道管、下
			地上露 出部分	地下部 分						
	同	同	二千六十四円	千六百十三円	三千五百四十六円	千四百十八円	三千五百四十六円	三千五百四十六円	二千二百二十七円	
	同	千五百八十四円								
	二千三百四十九円									

写真撮影の	天体、気象 又は土地の 観測施設	高架の占用 物件	地下の占用 物件		公衆電話所	郵便差出箱 又は信書便 差出箱	変圧塔、マ ンホールの 類	鉄塔	水道管、下 水道管、ガ ス管、電線	水道管、下
			地上露 出部分	地下部 分						
	同	同	千五百八十八円	八百五十七円	二千八百五十七円	千四百四十二円	二千八百五十七円	二千八百五十七円	千七百十四円	
	同	千二百十九円								
	千八百七円									

ための常時 占用	撮影機一台 同	二万八千三百二十円
写真撮影の ための臨時 的な占用	一回（二時間以内）	四万四千二百五十円
その他の占 用	一平方メートル 一日	百十八円

付記（略）

別表第五（第十六条関係）

種別	単位	金額	
氷川公園の 地下駐車場	一平方メートル 一月	地上露 出部分	二千九百九円
		地下部 分	八百七十二円

付記（略）

付則

（施行期日）

1) この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一横川省三記念公園の項を削る改正規定は、区規則で定める日から施行する。

ための常時 占用	撮影機一台 同	二万二千八百円
写真撮影の ための臨時 的な占用	一回（二時間以内）	三万五千六百二十五円
その他の占 用	一平方メートル 一日	九十五円

付記（略）

別表第五（第十六条関係）

種別	単位	金額	
氷川公園の 地下駐車場	一平方メートル 一月	地上露 出部分	二千四百十二円
		地下部 分	七百二十三円

付記（略）

(経過措置)

2| この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3| この条例による改正後の港区立公園条例第十六条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第一及び付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一 (別紙のとおり)

付則別表第二 (別紙のとおり)

付則別表第一（付則第三項関係）

写真撮影のための常時占有	天体、気象又は土地の観測施設	高架の占有物件	地下の占有物件		公衆電話所	郵便差出箱又は信書便差出箱	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	水道管、下水道管、ガス管、電線	電柱、標識	種別	単位	金額	
			地上露出部分	地下部分										
撮影機一台	同	同	一平方メートル	同	同	同	一箇所	一平方メートル	一メートル	一本	同	同	一月	同
二万七千三百六十円	二千三百四十九円	千五百八十四円	二千六十四円	千二十八円	三千四百二十八円	千三百七十円	三千四百二十八円	三千四百二十八円	二千五十六円	四千六百二十七円				

写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）	四万二千七百五十円
その他の占用	一平方メートル 一日	百十四円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
- 三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

付則別表第二（付則第三項関係）

種 別	単 位	金 額	
氷川公園の地下駐車場	一平方メートル 一月	地上露出部分	二千八百九十四円
		地下部分	八百六十七円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。